

④ 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額の引上げ

イ 基礎控除額の引上げに伴い、令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額が、次の表のとおり引き上げられました。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	基礎的控除額	
		令和9年分	令和10年分以後
65歳以上	242万円以下 (2階部分のみの場合には163万円以下)	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (180,000円未満となる場合は、180,000円)	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (175,000円未満となる場合は、175,000円)
	242万円超 (2階部分のみの場合には163万円超)		公的年金等の月割額×25%+75,000円 (145,000円未満となる場合は、145,000円)
65歳未満	213万円以下	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (140,000円未満となる場合は、140,000円)	公的年金等の月割額×25%+110,000円 (135,000円未満となる場合は、135,000円)
	213万円超		公的年金等の月割額×25%+75,000円 (105,000円未満となる場合は、105,000円)

ロ 基礎控除額の引上げに伴い、源泉徴収を要しない公的年金等の額が次の表のとおり改正されました。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	
	令和9年分	令和10年分以後
65歳以上	214万円 (2階部分のみの場合には137万円)	209万円 (2階部分のみの場合には132万円)
65歳未満	164万円	159万円

◇令和8年の公的年金等の源泉徴収事務における留意事項◇
令和8年11月までの公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。
(令和8年12月の年金支払時に、上記イの表の令和9年分の欄の基礎的控除額を用いて1年分の精算が行われます)

⑤物価上昇局面における基礎控除等の対応

◎基礎控除額等は、物価上昇に連動して2年ごとに見直されます。
令和8年度税制改正により、物価上昇に連動して、2年ごとに基礎控除額等を見直すことが基本とされます。具体的には、①見直し前の基礎控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率を乗じることで調整(給与所得控除の最低保障額についても同様)②基礎控除額等の見直しがなされた場合、原則として当年の年末調整から適用(○年度税制改正の内容は○年の年末調整から適用＝令和8年度税制改正の内容は令和8年の年末調整から適用)一とされました。
令和7年分の、合計所得金額2,350万円以下の人の基礎控除額(本則)は58万円、給与所得控除の最低保障額は65万円。これらの金額に、令和5年10月～令和7年10月までの2年間の上昇率(6.0%)を掛けて、令和8年分・令和9年分の基礎控除額(本則)および給与所得控除の最低保障額が「+4万円」とされました。

◇◇◇おさえておきたい「年収ライン」◇◇◇
＜社会保険＞
年収106万円以上 → 厚生年金保険・健康保険への加入義務が発生(☆加入要件あり)
年収130万円以上 → 社会保険(国民年金・国民健康保険)への加入義務が発生
(＝社会保険上の扶養範囲ではなくなります)
◎詳しくは「厚生労働省Webサイト：社会保険適用拡大特設サイト」にて
＜住民税＞
年収119万円超 → 住民税が課税されます(自治体によっては、年収119万円以下でも課税されます)
＜配偶者(特別)控除＞
年収136万円超、年収169万円超、年収207万円超 → 配偶者の所得控除に影響します
＜特定扶養控除・特定親族特別控除＞
年収136万円超、年収159万円超、年収197万円超 → 親等の所得控除に影響します

KAWANO PRESS

令和8年
8月3日発行



No.100

発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10

Tel : 0836-33-6717
Fax : 0836-33-6753
Mail : info@ubc-net.com
URL : https://www.ubc-net.com

令和8年度税制改正＜所得税＞

令和8年度の税制改正において特に注目すべきポイントは所得税の大幅見直しです。令和7年度税制改正よりさらに範囲が拡大し、所得税がかからない範囲は年収178万円(基礎控除額104万円+給与所得控除の最低保障額74万円)までとなります。
また基礎控除額・給与所得控除の最低保障額の見直しは「働き控えの解消」および「手取りアップ」の観点から行われたものです。

①基礎控除合計所得2,350万円以下である個人の場合：控除額がプラス4万円 58万円 → 62万円

②合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。
合計所得金額が2,350万円を超え2,400万円以下である個人 48万円
合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人 32万円
合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人 16万円



◆令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例

①居住者のその年分の合計所得金額が655万円(令和10年分以後の各年分にあつては、132万円)以下である場合の基礎控除の控除額の加算額は、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とします。

【令和8年分及び令和9年分】

次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とします。

- (イ) その居住者のその年分の合計所得金額が489万円以下である場合 = 42万円加算
(ロ) その居住者のその年分の合計所得金額が489万円超、655万円以下である場合 = 5万円加算

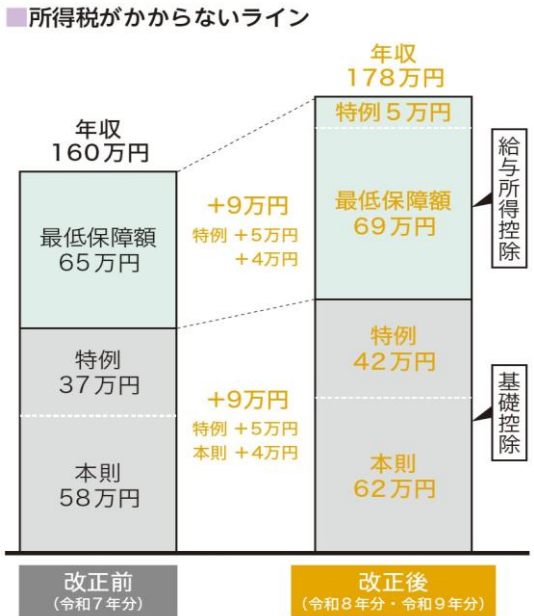
【令和10年分以後】

- (ハ) その居住者のその年分の合計所得金額が132万円以下である場合 = 37万円加算

②給与所得控除の最低保障額の引上げ

・給与所得控除の最低保障額：65万円 → 69万円

※令和8年分及び令和9年分に限り特例として「5万円」が上乗せされます。



以下のように所得税の基礎控除の引上げ等が行われました。
これらの改正は、原則として、**令和8年分以後**の所得税について適用されます。
(令和8年11月までの給与等及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。)

① 基礎控除の引上げ

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 (令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額 (改正された範囲)			
	改正後 ^(注1)		改正前 ^(注1)	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)	104万円 ^(注2)	99万円 ^(注2)	95万円 ^(注2)	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)			88万円 ^(注2)	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円 ^(注2)	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	67万円 ^(注2)	62万円	63万円 ^(注2)	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円	

- (注) 1 所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円(改正前:58万円)に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 62万円にそれぞれ、42万円、5万円、37万円を加算した金額(改正前:58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額)となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 下記②の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。
- ロ 基礎控除額の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、令和9年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

② 給与所得控除の最低保障額の引上げ

イ 給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和 8 ・ 9 年分	令和 10 年分以後	
190 万円以下	74 万円（注 1）	その収入金額×30%＋8 万円	65 万円
190 万円超 220 万円以下		（69 万円未満となる場合は、69 万円）	その収入金額×30%＋8 万円

- (注) 1 給与所得控除の最低控除額等の特例(租税特別措置法第29条の4)の適用後の給与所得控除額となります。
2 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。
- ロ 給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、所得税法で定める**令和8年分以後**の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。
- ハ 令和8・9年分の給与等の収入金額が69万1,000円以上220万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額については、上記イ及びロにかかわらず、次の金額とすることとされました。

給与等の収入金額	69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
その給与等に係る 給与所得の金額	なし	その収入金額 -74万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

なお、国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」については、上記ロ及びハを加味した表とすることを予定しています。

③ 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除額の引上げに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。
また、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円(改正前:65万円)に上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 (136万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
特定親族	62万円超 123万円以下 (136万円超 197万円以下)	58万円超 123万円以下 (123万円超 188万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超 133万円以下 (136万円超 207万円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	89万円以下 (163万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

- (注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。
2 左記②の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

《令和8年の給与等の源泉徴収事務における留意事項》
令和8年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。
令和8年分の給与等の源泉徴収事務においては、令和8年12月に行う年末調整の際に、左記①の引き上げ後の基礎控除額及び左記②の改正後の国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。
また、令和8年分の給与等の源泉徴収事務においては、上記③の改正は、令和8年12月1日以後に支払う給与等から適用されますが、この改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等の提出が必要となります。

【参考】改正後の配偶者特別控除額及び特定親族特別控除額の表

左記②及び上記③の改正により、親族等の合計所得金額(収入が給与だけの場合の収入金額)に応じた控除額は、次のようになりました。

配偶者又は特定親族の合計所得金額 (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	配偶者特別控除額 所得者の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族 特別控除額
	900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
62万円超 85万円以下 (136万円超 159万円以下)	38万円	26万円	13万円	63万円
85万円超 90万円以下 (159万円超 164万円以下)				61万円
90万円超 95万円以下 (164万円超 169万円以下)				51万円
95万円超 100万円以下 (169万円超 174万円以下)	36万円	24万円	12万円	41万円
100万円超 105万円以下 (174万円超 179万円以下)	31万円	21万円	11万円	31万円
105万円超 110万円以下 (179万円超 184万円以下)	26万円	18万円	9万円	21万円
110万円超 115万円以下 (184万円超 189万円以下)	21万円	14万円	7万円	11万円
115万円超 120万円以下 (189万円超 194万円以下)	16万円	11万円	6万円	6万円
120万円超 123万円以下 (194万円超 197万円以下)	11万円	8万円	4万円	3万円
123万円超 125万円以下 (197万円超 199万円以下)				
125万円超 130万円以下 (199万円超 204万円以下)	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下 (204万円超 207万円以下)	3万円	2万円	1万円	

- (注) 左記②の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。